

報告第15号

債権の放棄について

八幡浜市債権管理条例（平成24年条例第2号）第16条第1項の規定に基づき、市の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年6月5日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

- 1 放棄した債権の種類 市立八幡浜総合病院診療費等
- 2 放棄した債権の件数 34件
- 3 放棄した債権の金額 2,284,481円
- 4 放棄した時期 令和5年3月31日
- 5 放棄した債権毎の金額、発生日及び放棄の事由

	放棄の金額	債権の発生日	放棄の事由
1	39,104	平成31年4月25日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
2	797	平成31年3月8日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
3	720	平成31年3月22日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
4	356,499	平成19年4月17日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
5	5,132	平成19年4月17日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
6	29,806	平成26年3月12日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
7	2,210	令和2年2月3日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
8	14,580	平成17年3月6日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
9	6,570	平成17年8月12日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
10	184,410	平成17年8月12日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
11	306,978	平成17年9月1日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
12	17,159	平成20年7月3日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
13	9,360	平成20年10月31日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
14	2,620	平成20年11月6日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）
15	2,750	平成20年11月6日	債務者：条例第16条第1項第1号（時効完成）

16	88,660	平成 15 年 10 月 6 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
17	330	平成 15 年 1 月 2 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
18	1,660	平成 15 年 1 月 30 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
19	18,900	平成 13 年 1 月 19 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
20	88,120	平成 15 年 12 月 15 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
21	145,500	平成 17 年 4 月 6 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
22	118,370	平成 17 年 9 月 2 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
23	204,320	平成 18 年 1 月 4 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
24	6,293	平成 30 年 6 月 8 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
25	7,802	平成 30 年 7 月 1 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
26	1,210	平成 30 年 8 月 1 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
27	306,551	平成 28 年 7 月 1 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
28	71,840	平成 28 年 8 月 1 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
29	3,690	平成 28 年 8 月 1 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
30	2,420	平成 28 年 8 月 17 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
31	64,698	平成 29 年 10 月 13 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
32	5,422	平成 30 年 6 月 4 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
33	2,030	平成 19 年 9 月 2 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
34	167,970	平成 19 年 9 月 2 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）